

「厳しき法、されど法なり」
——レヴィナス法哲学のために——

“Dura lex, sed lex”: the philosophy of law in Levinas’ thought

松葉 類
Rui Matsuba

要旨

二〇世紀フランスで活動した哲学者、エマニュエル・レヴィナス（1906-1995）は、現象学を出発点としつつ、根源的言語をもたらす特異的な「他者」との倫理的関係を論じた。さらに彼は、この特異な他者の複数性を問うことで、独自の法制度論を立ち上げようとした。

レヴィナスの議論を端的に示しているのが、彼の「厳しき法、されど法なり（Dura lex, sed lex.）」の解釈である。一般にこの表現は、法治国家における法の正当性についての法諺、あるいは、法実証主義者ケルゼンのように法と道徳の分離、そして法規範の自律性を説いた法諺とされる。ところがレヴィナスは、それとは反対に、「いかに堅固な法でも、法である限りは更新しうる」と解釈しようとしている。本論考は、彼のこの発想が何を問題としており、いかなる法制度をもたらしうるかを考える。

1. はじめに

現象学において「法」が直接的なかたちで問われることは比較的少ないが、少数の例外はいずれも、歴史的または習慣的な予断を排する仕方、社会の根幹をなす法現象に光を当てようとする。本論考はとりわけ、20世紀にフランスで活動したユダヤ系リトアニア人哲学者、エマニュエル・レヴィナス（1906-1995）の法思想を扱う。レヴィナス思想は現象学を出発点とした独自の他者思想によって一般に知られているが、本論考は彼の「法（loi）」概念を考えるために、彼が法諺「厳しき法、されど法なり（Dura lex, sed lex. 以下、「厳しき法）」¹を用いる仕方を精査する。

これまでの研究史において、おそらく次の二つの理由で、レヴィナスの法概念が法思想として主題化されることは稀であった²。それは第一に、彼の「ユダヤ性」を哲学的に解釈す

¹ なお、このラテン語の法諺には「悪法も法なり」という日本語訳もあるが、ラテン語 *durus* の「固い」「厳格な」という語義を反映するため、本論考では「厳しき法、されど法なり」と訳す。

² 数少ない例外のうち主要なものが、M・スローター、D・マンダーソン、M・ディアマンティデスによる論考であろう。スローターは、中世において法理論に組み込まれていた「赦し」をレヴィナスにみようとす（Slaughter, 2007）、マンダーソンは、レヴィナスの責任論と保護責任法理に近接性をみようとす

ることの正当性の判断が困難であるからだ³。彼はみずからのテキストの内容、出版方法、講演対象について、ユダヤ的なもの／非ユダヤ的なものを峻別していたとみられる。しかし、実際にはテキスト内の語彙と語義の選択について、それらを混在させているがゆえに、どこまで哲学的に主題化しうるかの判別は困難である。法についても、テキストによって「タルムード（または十戒）」を指す場合、一般的な「国家における法」を指す場合、それらが重ねあわされている場合があり、それらを統一的に論じる視点が困難だという理由である。

第二に、彼の他者思想が、原理的に他者の複数性を背景とする法と相容れないとみなされてきたからだ。レヴィナス哲学において「他者」とは、主体による知的把握を逃れ、主体へと呼びかけるものである（e.g. Levinas, 1995: 194）。この呼びかけによって、主体はあらゆるロゴスの秩序を差し止めて他者へと応答する責任を負い、倫理的関係に否応なく巻き込まれる。それゆえ、他者が複数存在する場合、不合理が生じる。つまり、応答すべき責任も複数となり、それらのあいだの比較・衡量が生じ、倫理的関係の特権的固有性がくずれるからである。レヴィナスが他者との法外な倫理関係をかくも強調するがゆえに、この他者の複数性の問題は後景化してしまっている。したがって、他者たちとの関係を規定するはずの法や政治は、レヴィナスにおいて副次的な主題にすぎないようにみえるという理由である⁴。近年ではレヴィナスの政治思想を再評価する向きもあるが⁵、法思想に着目するものはいまだ

る（Manderson, 2007）。ディアマンティデスは、レヴィナスの法思想における主体を「意味のある苦しみとそうでない苦しみ」を判断する「裁判官」になぞらえ、厳格な法適用の困難を論じる（Diamantides, 2007）。とくにディアマンティデスの議論は、レヴィナスの第三者論から法を考えようとする点でわれわれの先駆になるものだが、裁判官としての主体を、根底的には自由な「ミニ独裁者」と捉える点には同意できない。

³ フランソワ・ポワリエは『暴力と聖性』序文において、この点を指摘している（Poirié, 1987: 13）。小手川はここに哲学研究者のなかでの「レヴィナスを厳密な意味で「哲学者」と考えることへの強い抵抗」をみている（小手川, 2015: 18）。したがってレヴィナスの哲学的意義を取り出す場合は、渡名喜のいうように「ユダヤ思想」とは一旦切り離れた」哲学的読解が行われるべきであろう（渡名喜, 2021: 5）。ただしそのことは、当該テキストがタルムード講演原稿である、あるいは、ユダヤ的な語彙が用いられている等の理由で、哲学的読解を行うべきでないことを意味していない。

⁴ J=F・レイは、レヴィナスの（法思想を含めた）政治哲学的読解について、次のように総括している。「エマニュエル・レヴィナスについて政治哲学を語りうるのかどうか、いまだ問いつけられるであろう。ある者はこの問いそのものに眉をひそめてきたし、これからもそうしうるであろう」（Rey, 2012: 107）。したがって、アバンスールによれば、「倫理がすべて」であるようなレヴィナス読解が行われてきた（Abensour et Poizat, 2015）。

⁵ H・ケイギルによれば、近年のレヴィナス解釈の焦点は「政治哲学」へとシフトしてきたという（Caygill,

多くない。

以上の二つの理由にもかかわらず、本論考はレヴィナスの法思想の主題化を目論む。それは第一にレヴィナスが、彼の「哲学的」テキストに限ったとしても、つねに法を扱ってきたからである。彼が最初に国家を概念化した「自由と命令」(1953)から『われわれのあいだで』(1991)に含まれる後期テキスト群に至るまで、レヴィナスは哲学的読解に値する普遍的な法思想を提出している。また彼はユダヤの普遍主義を自称し、信仰をもたなくとも哲学的に理解しうるかたちで「歴史的事実性とは無関係に」(Levinas, 1988: 48)ユダヤ思想を議論に取り入れようとしている。このことから考えれば、法思想をもっぱら哲学的に取り出すことは可能であろう。

第二に、レヴィナスの法思想は、彼の倫理的関係がいかなる意味でロゴスの秩序を差し止め、いかにして法外なものであるかを考えるうえで不可欠なモーメントである。先に見た、他者の複数性という困難は、レヴィナスによって現象学が問われるなかで、社会をどう扱うかという新たな視座を与える問題設定として読み直されなければならない。この発想は、レヴィナスの独自性を「他者」のみならず別の他者、すなわち「第三者」概念にみる私の問題関心にもとづいている。

以上のような読解方針から、本論考はレヴィナスの法思想とその根本にあるとみられる「厳しき法」の議論を追う。そのことで理解されるのは、彼の主張が法実証主義に対する批判的立場からのものであること、そして彼のいう倫理と法が、他者を介して相互的な関係をなすことである。そうした読解によってはじめて、レヴィナスが論じた法哲学を粗描しうるであろう。またそのことによってより一般的な問題、すなわち、法制度の構築・基礎づけがいかにしてなされるか、それらが絶対的には固定的でないとするればいかにして流動化するのか、どうやってある程度固定化されるのか、といった法の根本問題にひとつの手がかりを与えることができよう。

2. 「厳しき法」の実証主義的解釈

「厳しき法、されど法なり」は、古いラテン法諺の一つである。その意味は、「厳しい法であっても、法である以上は遵守されるべきである」と解されるのが通例である⁶。

2007)。

⁶ 次に掲げる諸辞典では「法は厳しい(hard)、されど法である」と英訳している(Stone, 2013: 25; Hellmeth and Horwitz, 2009: 85)。

このような法思想は、たとえばソクラテスにも遡りうる。よく知られるように、若者を惑わした罪によって、アテナイの裁判は彼に死刑を言い渡した。ソクラテスは——クリトンらのすすめにしてがって牢から逃れることもできたのだが——国家と国法の遵守を貫いた (Platon, 1973: 54d8-e2)。彼が自身の弁明において、告発者たちの主張をことごとく論駁し、判決が不当であると主張するにもかかわらずである⁷。このことを指してソクラテスが件の法諺を述べたとみることについては賛否あるが、彼が国法へ包括的同意を与えることから、みずからの刑罰の妥当性を導く仕方は、「厳しき法」を扱う本論考の発端に位置づけてよいであろう⁸。なお、いったん立てられた法には私情を捨ててしたがうべきだとする考え方は古今東西を問わず——韓非子の法治主義や諸葛孔明の「泣いて馬謖を斬る」のように——存在する。いずれの場合でもその本義は、法はそれがいったん立てられたのであれば、いかに厳しい帰結を伴おうとも適用されるべきであるという主張に求められる。

近代法哲学によってこの法諺が問題とされるのは、第一に社会契約論においてである。ホッブズは『リヴァイアサン』(1651)において、「万人に対する狼」たる自然状態の人間が、相互の暴力から逃れるために打ち立てた原初契約を基礎にもつ社会を近代国家のモデルとした (Hobbes, 2004: 79-87)。この国家は原初契約の正当性に基づいて法を制定するのであるから、国法にしたがわない者は、国家外の自然状態に引き戻されることになる (Hobbes, 2004: 122-128)。つまりホッブズは、法それ自体の正当性を問わないままで法の遵守を求める、「厳しき法」の法理を主張していることになる⁹。

20世紀には法学者ケルゼンによって、法実証主義から同様の主張が展開されている。ここでの法実証主義とは、法が、その外部のイデオロギーや道徳とは独立の原理に基づいて機能するという立場をさす¹⁰。ケルゼンの『純粹法学』(1934)によれば、法は、それを命じる規範として「仮設的に」前提される「根本規範」に基づいて立法される (Kelsen, 2008: 78ff.)

¹¹。法は、この立法によって命じられる限りで、あらゆる個別学問や法外の超越的領域——

⁷ クリトンは「国家こそ私たちに不正を行い、正当な判決を下さなかった」と考えたが、ソクラテスはこの主張を検討し、たとえそうだとすると、国法に逆らうことはできないとする (Platon, 1973: 50c1-3)。

⁸ 上原はこの言葉を「悪法 (苛酷な法) も法なり」と訳したうえで、「この法諺の出典はあまり定かではない」としながら、古代ローマ法学者のウルピアヌス、さらにはソクラテスにその源泉をみる (上原, 1978)。

⁹ 長尾は『リヴァイアサン』におけるこの側面を指摘し、「悪法も法なり」(Dura lex, sed lex.の別訳)に直結する法実証主義であるとしている (長尾, 2010)。

¹⁰ 横濱はこのような理解について、M・クレイマーを引きながら「法と道徳の分離」を論じる「記述的法実証主義」としてしている (横濱, 2008: 198-204)。

¹¹ なお、ケルゼンの根本規範概念の意義には時期によって揺らぎがある。H・L・A・ハートのそれと比較

「心理学や生物学 [...] 倫理学や神学」(Kelsen, 2008: 17)、あるいは形而上学的性格をもつ「自然法」(Kelsen, 2008: 31)——とは無関係に、いわば自律的に機能しうる。これが(法的)分離説である。この点をみれば、法は法外の基準によって正当性を判じられることがないため、その内容がいかなるものであれ法として機能しうることになり、この点で上述の「厳しき法」解釈とは近接性をもっていることになる¹²。ただし、ケルゼンは同時に「法が道徳的である、つまり善くあることの要請」は「自明のことである」とも述べている(Kelsen, 2008: 12)。各々の法は根本規範の立法があれば法学上は機能するといえるが、法秩序全体としては道徳的であるべきだと主張していることにもなる¹³。

以上にみた議論に共通する法理とは、各々の論者の想定する法は各時代と場所によって様々あれど、法が道徳と別の原理に基づいて機能しうるがゆえに、道徳によって直接的に法の適用がなされる(または、なされない)ことがあってはならないとする立場であることがわかる。

なお、この法理に対しては伝統的に、法の上に普遍的な自然法や道徳を位置づける自然法論または道徳主義が対置されてきた(上原, 1978: 476; 横濱, 2008: 200-203)。つまり、道徳的に正しいかといった上位の正当化基準——伝統的には自然法——に照らしてはじめて、法は法的執行力をもちうるという立場である。ここでいう基準とは、歴史的には形而上学や神学における超越的存在——自然、正義、神等——であったが、近代以降は社会的慣習や道徳といった、実定的な法秩序の外部にあって法の源泉となるようなものをも含みうる。こうした立場からは、正当性を欠くほど「厳しき法」であれば、「法ではない」と判断することも可能であることになる。

3. 「厳しき法」のレヴィナスによる解釈

したものとして、長尾の論考を参照のこと(長尾, 2016)。

¹² 上原によれば、ケルゼンは「悪法にも従うべきかという実践の問題をあえて分離して、もっぱら法学の対象領域を確定するという意図のもとに、悪法も法なりと論じた」法実証主義者である(上原, 1978: 479-480)。

¹³ O・ヘッフェによれば、ケルゼンの分離テーゼは個々の法ではなく、法秩序全体の道徳的正当性——ヘッフェの言葉では「政治的正義」——を問題にしている(Höffe, 2002: 121-129)。また、谷の論考では、ケルゼンにおける法の自己正当化の不可能性が強調される。実定法はつねに仮言的、相対的なものであり「いかなる美辞麗句をもってしても、超自然的な正当化を与えうるものではない」。ケルゼンは法が分離して機能しうることを主張したが、それは法の外部のイデオロギーによる正当化を批判するためであった(谷, 2002)。

レヴィナスは「厳しき法」に対して、前章で示した法実証主義とはまったく異なる解釈をほどこしている。彼の議論を追うために、あらかじめ次の二つの筋立てを確認する。第一節では、自由な意志によって打ち立てられた法が、いずれその自由を制限するようになりうるという、法のもたらす「圧政」についての議論をみる。第二節では、レヴィナスの法思想が、彼の他者思想に対してもつ意味を概観するなかで、冒頭で述べた、他者の複数性の問題を検討する。これらの議論を前提に、第三節で「厳しき法」のレヴィナスによる読解の意味を考えてみたい。

(1) 自由を守る／制限する法

レヴィナスは初期の論考から「法」を論じているが、その特色の一つは、法は自由を実現するものでありながら、いずれ自由を制限するものになりうるとみる点にある。初期の論考「自由と命令」をみてみよう¹⁴。

論考の主題は、いかにして自由な存在に対して命令しうるかという問いである。ここでいう自由とは、みずからの意志する行為を遂行しうることにある。命令はこの意志に対して働きかけるが、自由な存在はそれをつねに拒否することができる。もし力づくでこの存在をしたがわせようとしても、自由な存在は「死を受け入れる」ことすらできる (Levinas, 2008: 35)。そうだとすると、命令が執行力をもつのは、自由な存在がこの命令にしたがうことを意志するときに限られる。つまり、命令は基本的には合意である (Levinas, 2008: 34)。

ところが、合意のないままに自由な存在をしたがわせる、暴君による「圧政」も存在しうる。それは自由な存在に対し、「愛と金、拷問と飢え、沈黙と修辞といった、ありとあらゆる手段を用いて」彼の「動物性」へと影響し、当初とは別様な意志を抱かせることによって働く (Levinas, 2008: 37)。つまり、圧政は意志の内側から作用し、自由な存在にみずから服従させることによって命令を働かせるのである。

自由な存在がこうした合意なき命令を拒むための、「圧政から自由を守る唯一の手段」とは、あらかじめ圧政に抗する命令をみずからの外部に、みずからに対して立てることである (Levinas, 2008: 39)。彼のテキストを引こう。

したがって、私たちがこれまでの議論から導いたのは次のことである——自由で

¹⁴ この論考において、レヴィナスははじめて哲学的に「国家」概念を検討している。この国家論の射程については、拙論を参照のこと (松葉, 2023a)。

あるために命令をみずからに課すこと、しかし、まさしく外部の命令として課すことである。それはたんに合理的な法ではないし、圧政に抗する防御力をもたない定言命法ではない。そうではなく、圧政に抗する力を備えた外部の法 (loi extérieure)、書かれた法 (loi écrite) である。それは、政治的形態のもとで、自由の条件としての命令である。(Levinas, 2008: 40)

ここでレヴィナスは、自由がみずからに立てた「外部の法」「書かれた法」について論じている。それは、圧政に服従して不本意な合意を結ばないこと、みずからの意志を曲げないことを定めた法である¹⁵。法は、こうして固定されることで、圧政に抗する執行力をもつ。それにもかかわらず、この法は、それが外部に立てられたものであるがゆえにこそ、それ自体が「もう一つの圧政」となりうる。

しかし、書かれた法の命令、制度の非人称的理性は、それが自由な意志に由来しているにもかかわらず、瞬間ごとに更新されうる意志に対して、異他的なものとなりうる。[...] 意志は、みずからの墮落に抗して保障を立てるが、それをもう一つの圧政と感ずるのである。(Levinas, 2008: 41)

自由な意志は、「瞬間ごとに」また新たに自由であることを妨げられない。したがって、自由であるためにみずからに立てた法であっても、それが「定言命法」とは違い自由の意志を規律する執行力のあるものである限り、いずれ自由の意志と抵触するものとなった場合には、自由を妨げる「圧政」ともなりうる。

ここで、当初の法がもとより自由を保障するものでない場合は、それが執行力をもつ限りは、その正当性にかかわらず、やはり自由を制限するものとなりうるであろう。そうだとすると法規範一般は、立法意図がいかなるものであっても、それが外部に固定されているがゆえに執行力を持ち、また同時に圧政となる可能性を含んでいることになる。

¹⁵ レヴィナスは他のテキストにおいても、自由が石板に（法として）刻まれることによって成立しうることを論じるが (Levinas, 2012: 190-195)、この議論の起源は、彼の参照するタルムード『アヴォット』篇第6章2節にある (Levinas, 2012: 5)。こうした主張の含む「ユダヤ性」についてはさらに議論しうるであろうが、同様の主張は彼の主著『全体性と無限』における、「制度を前提とした」自由論にもみることができる (Levinas, 1995: 271)。私たちはひとまず、その哲学的文脈に焦点をあてている。

(2) 倫理から生まれる法

続いて、レヴィナスの他者思想と法の間を論じる。彼によれば、他者関係としての倫理が複数存在することによって、法の要請が生じる。このことを、彼の他者と第三者をめぐる議論によってみてゆこう。

レヴィナスは、「自由と命令」では法をなす自由な意志について論じていたが、その後の彼の問いは、誰とともに法をなすかに移っていく。『全体性と無限』(1961)以降において強調されるのは、主体の自由ではなく、他者の呼びかけに対する主体の責任である。

他者とは、主体による主題化、知的把握が不可能なものであり、主体に対して呼びかけるものである。その呼びかけとは、早急に応答すべき、不可避の「切迫」を伴って主体へと届けられる。この他者は、切迫の具体的な一様態である「飢え」をモデルとして、「飢えた者」とも呼ばれる (Levinas, 1995: 219-220)。さらに、そこで求められる応答は、主体がそれによって生きる「パン」を、みずからの「口から引き剥がして」与えることによってなされる。別様に言えば、他者の呼びかけは、主体が自身の生を保とうとする「存在への固執」にいたる、あらゆる主体性を問い直すまでに、「自己に反して」を与えるまでに、彼の規範を差し止めてしまう (Levinas, 1974: 71)。他者は、このように主体に対して待たなしの全面的な応答責任を課す「呼びかけ」を与えるものである (e.g. Levinas, 1995: 194)。

さて、この呼びかけが複数存在する場合、他者とともに別の他者、すなわち「第三者」が存在する場合、主体は応答すべき他者を比較・衡量して決めることになる。もとより他者が全面的な応答を求めるものである以上、この他者同士を比較することは不可能であるにもかかわらず、そうしなければ応答できない。この第三者をめぐるアポリアを述べるテキストを引こう。

第三者は隣人とは異なる。しかし、第三者は別の隣人であり、〈他者〉の隣人であり、たんに〈他者〉と似たものではない。だとしたら、他者と第三者はお互いに何ものなのだろうか。他者は第三者に何をしたのか。どちらが他方に先んじているのか。他者は第三者とのある関係に属している。私はたった一人——いかなる疑問も挟まずに——隣人に対して応答しているのにもかかわらず、この第三者に対して全面的には応答することができない。他者と第三者、私の隣人たち、同時的な者たちは、それぞれから私を遠ざけ合うのだ。(Levinas, 1974: 200)

ここでレヴィナスは他者と第三者の比較不可能性について論じている。「同時的な者たち」

である他者と第三者は「それぞれから私を遠ざけ合う」ことによって、全面的なものであるべき応答責任を遂行困難なものとしてしまう。そしてこのことが「人間を裁く」ための「普遍的な諸原則」を要求する。ふたたびレヴィナスを引こう。

倫理的秩序から国家が誕生することは、わたしの隣人「の隣の」第三者へもまた応答しなければならない限りで知解可能なものとなるであろう。しかし誰「の隣に」誰がいるというのか。私と隣人との関係の直接性は人間を人間のうちで比較し、裁く必要性によって矯正される。正義と客観性との場である普遍的な諸原則に訴えなければならないのだ。(Levinas, 1997: 62)

ここでレヴィナスは、他者(隣人)への責任の関係である「倫理」と、「国家」または「正義と客観性の場である普遍的な諸原則」とを対置し、前者から後者が要請されることについて述べている。倫理は第三者、つまり責任の複数性の問題を介して、矯正され、平準化される。ここに法が要請される。つまり、「私と他者との比較を絶する非対称性が——正義において——法、自律性、同等性をふたたび見出すことになる」(Levinas, 1974: 163)。それは、「ある種の法廷を前にした同等な共現前」である(Levinas, 1974: 200)。他者への責任は既存の法を問い直す、その他者が複数存在することによって、「ふたたび」法または法廷を要請する。このように、責任と法は、前者が後者を差し止め、問い直すことによって新たな法へと作り変えるという相互的な関係にある。作り変えられた法もまた、新たな責任によって問い直されうる。このように正義には「裁くこと」とは別の「機能」が存在し(Levinas, 1974: 202)、それによって法は更新され続けるのである。

以上でみたように、レヴィナスは法が他者関係の複数性を背景に生じると述べている。法は倫理(的応答)から直接導かれるわけではなく、複数の他者との関係のあいだの不可能な比較を介して要請される。この比較によって、当初の責任は歪められ、変容してしまうが、それによって他者関係は客観的に存在しうる。特異な他者との関係が社会的に共有され、可視化されるため、つまり一般的な意味で明文法となり、あるいは法規範に照らして裁定されるためにはこのような変容が不可避である。

前節との関連においてみれば、ここでの法は自由な意志ではなく、他者たちとの関係において立てられることになっている。それは、彼の主張が変化したからではなく、彼の問題関心が、自由な意志が前提とする共同性へと移っていったからであろう。じじつ、『全体性と無限』では無条件的な自由、恣意的行為の自由ではなく、他者との関係における自由、「叙

任された自由」(e.g. Levinas, 1995: 337) が主題化されている¹⁶。法は一人の自由な主体によって立てられるのではなく、それを担う者たちの関係のなかで立てられ、維持され、また更新されうる。

本論考で扱うことはできないが、レヴィナスにおける「法」と「国家」には概念的近接性が見られることにも注意が必要である。彼のいう国家とは、既存の特定の近代国家ではなく、まずは他者たちを通して要請される秩序のことであり、したがって法体系と、それを支持する政治的形態を指すと考えられる。

(3) 「厳しき法」の更新

彼の立場が明確化されるのが、最後に検討される法諺「厳しき法」の解釈である。レヴィナスは、「厳しき法」を、すでにみた法実証主義とは別様に解釈しており、この解釈が彼の法思想の特色を表現している。

彼によれば、かの法諺は、法は「いかなる制限や厳格さをもたらそうとも」、法である限り、他者との関係によって緩められるべきだと解釈されうる。後期の対談「他者、ユートピア、正義」(1988)において、彼はこの逆説的な解釈について次のように述べている。

私はかつて次のように言いました。まさに他者への責任、他の人間の顔が要求する慈悲、善性の名においてこそ、あらゆる正義の言説は作動するのです。他者への無限の厚情に、この言説が有する厳しき法 (*dura lex*) がいかなる制限や厳格さをもたらそうとも。この無限は忘却できず、厳格さはつねに緩められるべきです (Levinas, 2010: 241)。

ここでレヴィナスは、正義の言説が「厳しき法」を含み、制限や厳格さをもたらさうることについて述べている。正義の言説である法は、責任の比較を経て外部に固定されることで作動する。固定されているがゆえに、法は制限や厳格さをもたらすことがある。しかしまた、

¹⁶ この点、井上は政治哲学的観点から「自由に対する〔他者関係としての〕正義の先行性」を強調し、レヴィナス自由論の政治的含意を指摘しえている (井上, 1999: 227)。井上は続いて、『全体性と無限』でのレヴィナスが対面関係の「取り替え不能な唯一性」や「家族」に特権的な地位を与えている点を批判する (井上, 1999: 227-230)。ただし、本論考でみるようにレヴィナスには、他者の複数性あるいは「第三者」という論点を介して、法や「普遍的な諸原則」についての議論もあり、私はその価値を再評価すべきだと考えている。

正義はその前提となる他者との関係によってふたたび緩められうる。正義の言説の「厳しき法」は他者との関係(それがもたらす慈悲、善性)によってつねに更新される可能性がある。言い換えると、法とは「つねに未完成であり、つねに再開される法制、よりよいものに開かれた法制」(Levinas, 2010: 142)である。法は固定されなければならないが、他方で他者を前に緩められなければならない。レヴィナスが「厳しき法」の法諺を用いたのは、この二面性を強調するためだと考えられる。

別の点からみれば、レヴィナスの法思想は、ケルゼンの法実証主義のいう根本規範論を問題にしている。立法された法であっても、新たな他者によってその正当性が問い直された場合、他者たちとの関係を背景とした当初の根本規範がくずれ、そのことで生じた法的分離も相対化される。言葉を換えれば、他者を前に法適用の正当性が問われるとき、同時に司法過程論と立法論の法哲学的区分を越えて、新たな根本規範が問われているのではないか。法は外部に固定されることで執行力を持ち、またそれによって圧政ともなりうるが、他者を前にした別の立法や法解釈によって根本から「緩められる」ことがありうるのだ。

4. おわりに

本論考はレヴィナスの法思想を、法諺「厳しき法、されど法なり」の解釈を介して明確化しようとした。彼の解釈は、一般的な法実証主義的解釈とは異なり「どんな厳しき法であっても、法である限り更新しうる」という一見、逆説的なものである。彼によれば、法は外部に固定されるものであるが、そのことによって法の対象となる諸存在の自由を損なう可能性がある。しかし、そのような「厳しき法」であっても、それが法である限り、法が前提とする他者との関係としての倫理を介して更新しうる。更新した後の法もまた別の倫理を介して新たに更新しうるので、この関係は相互的かつ永続的である。

他方、法は、一般に法実証主義が対置される自然法論とも異なり、個々の立法または法適用において何らかの自然法や道德規範を参照するわけではない。むしろ特異な他者の複数性を前に、他者たちに対する責任の比較が不可能であることを背景としている。これらのことは、誤解を恐れずに簡略化すれば、誰と法をなすかによってその法が根本的に変わっていくこと、しかし、その法はその誰かとの関係から直接導かれるわけではないことなどを意味しており、日常的な法の経験にも合致しうる。

法実証主義への批判は、同時代ではデリダによる『法の力』(1994)がよく知られている。

そこで彼は根本規範テーゼなどを主題化し、法実証主義を批判している¹⁷。レヴィナスは「厳しき法」を参照する際に、こうした主題を正面から扱いはしないものの、法が根本的な基礎づけを欠いており、自己正当化が不可能なものであることを論じており、デリダのような批判法学的立場としてみることは可能なのではないだろうか¹⁸。

またモーリス・オーリウを始めとする司法的制度化論、あるいはメルロ＝ポンティ、ドゥルーズの制度化論とレヴィナス法思想の近さが測られなければならない¹⁹。というのも彼らは、実定法と自然法または道徳を対置することなく、あるいは一方を他方へ還元することなく、個々の実定法の自律性や堅固さとともにそれが制度化する過程の動性を重視する立場をとるからである。法実証主義と自然法論または道徳主義の対立からではなく、固定性と流動性の両面から法体系を論じる点には、レヴィナスと彼らのあいだの近接性が考えられるのではないかと²⁰。

文献

Miguel Abensour, et Jean-Claude Poizat, 2015, « Entretien avec Miguel Abensour », *Philosophoire*, 14, 11-37.

Miguel Abensour, 2004, *La Démocratie contre l'État : Marx et le moment machiavélien*[1997], Paris: Le Félin.

Howard Caygill, "Levinas' silence," in Marinos Diamantides, et al., *Levinas, Law, Politics*, Abingdon,

¹⁷ 関根は、デリダが批判法学的視点から、法哲学の文脈でいかに法実証主義批判を行ったかを明確化している（関根, 2005）。

¹⁸ ただし法実証主義には、すでにケルゼンにおいてそうだったように、レヴィナスと近い側面も伺える。たとえば H・L・A・ハートは『法の概念』第二版補遺（1994）において「ある法体系が、道徳的原理ないし実質的価値との合致を、法的妥当性の基準として組み入れる場合がある」という考え方を示し、みずからの立場を「ソフトな実証主義」と呼んでいる（濱, 2020: 130-131）。

¹⁹ 國分は、ドゥルーズがオーリウの影響から、法よりも根本的な「制度」を論じたと述べている（大竹・國分, 2015: 24）。また M・アバンスールは、ドゥルーズ、メルロ＝ポンティ、オーリウについて、法秩序と制度を区別し、後者の動性を強調した点を評価している（Abensour, 2004: 37-39）。なお、アバンスールはレヴィナスにおいても、固定的なものとしての政体や法を問い直す、倫理的な「無始原」の動性を強調している（Abensour, 2004: 289）。

²⁰ 本論考では大きく扱うことができなかったが、外部に固定された法の法的安定性もまた重要である。レヴィナスにおいて、法を維持する責任を論じた拙著を参照のこと（松葉, 2023b, 158-173）。

- Oxon, UK; New York: Routledge-Cavendish, 83-92.
- Marinos Diamantides, “Levinas and critical legal thought: imbroglia, opera buffa, devine comedy?,” in Marinos Diamantides, et al., *Levinas, Law, Politics*, Abingdon, Oxon, UK; New York: Routledge-Cavendish, 179-215.
- Thomas Hobbes, 2004, *Leviathan: Or the Matter, Form and Power of a Commonwealth Ecclesiastical and Civil*, Hamilton: Department of Economics of McMaster University.
- Otfried Höffe, 2002, *Politische Gerechtigkeit: Grundlegung einer kritischen Philosophie von Recht und Staat*, Frankfurt am Main: Suhrkamp. (北尾宏之ほか訳、1994、『政治的正義』法政大学出版局)
- Aaron Xavier Hellmeth, Maurice Horwitz, 2009, *Guide to Latin in international law*, Oxford: Oxford University Press.
- Hans Kelsen, 2008[1934], *Reine Rechtslehre*, Tübingen: Mohr Siebeck Verlag. (横田喜三郎訳、1988、『純粹法学』岩波書店)
- Emmanuel Levinas, 1995[1961], *Totalité et Infini. Essai sur l'extériorité*, Paris: Le Livre de Poche.
- Emmanuel Levinas, 1974, *Autrement qu'être ou au-delà de l'essence*, La Haye: Martinus Nijhoff.
- Emmanuel Levinas, 2012[1976], *Difficile liberté. Essais sur le judaïsme*, Paris: Le Livre de Poche, 2012[1976].
- Emmanuel Levinas, 1997[1987], *Hors sujet*, Paris: Le Livre de Poche.
- Emmanuel Levinas, 1988, *À l'heure des nations*, Paris: Minuit.
- Emmanuel Levinas, 2010[1991], *Entre nous*, Paris: Le Livre de Poche.
- Emmanuel Levinas, 2008[1994], *Liberté et commandement*, Paris: Le Livre de Poche, 3e édition.
- Desmond Manderson, “Here I am: illuminating and delimiting responsibility,” in Marinos Diamantides, et al., *Levinas, Law, Politics*, Abingdon, Oxon, UK; New York: Routledge-Cavendish, 145-164.
- Platon, 1973, *Platonis Opera 1*, J. Burnet (ed.), Oxford: Oxford Classical Texts. (久保勉訳、2023、「クリトン」『ソクラテスの弁明・クリトン』岩波書店)
- François Poirié et Emmanuel Levinas, 1987, *Emmanuel Lévinas, Qui êtes-vous?*, Lyon: La Manufacture.
- Jean-François Rey, 2012, «Introduction de partie», in R. Burggraeve et al, (dir.), *Levinas autrement*, Leuven: Peeters, 107.
- Marty Slaughter, 2007, “Levinas, mercy, and the Middle Ages,” in Marinos Diamantides, et al., *Levinas, Law, Politics*, Abingdon, Oxon, UK; New York: Routledge-Cavendish, 49-70.
- Jon R. Stone, 2013, *The Routledge Dictionary of Latin Quotations*, London: Routledge.
- 井上達夫、1999、『他者への自由』創文社。
- 上原行雄、1978、「悪法も法か」、一橋大学一橋学会編『一橋論叢』第79号、473-484。

「厳しき法、されど法なり」——レヴィナス法哲学のために

- 大竹弘二、國分功一郎、2015、『統治新論——民主主義のマネジメント』太田出版。
- 小手川正二郎、2015、『甦るレヴィナス——『全体性と無限』読解』水声社。
- 関根小織、2005、「デリダ法哲学と宗教論における約束と信」、宗教哲学会編『宗教哲学研究』第22号、51-67。
- 谷喬夫、2002、「ケルゼンにおけるイデオロギー批判と民主制」、日本政治学会編『年報政治学』第57号、49-70。
- 渡名喜庸哲、2021、『レヴィナスの企て——『全体背と無限』と「人間」の多層性』勁草書房。
- 長尾一紘、2016、「ケルゼンの根本規範論についての一考察：ロベルト・アレクシーの所論を手がかりとして」、中央大学法学会『法学新報』第123号、635-667。
- 長尾龍一、2010、「「敵対刑法」論とトマス・ホッブズ」、関西大学法学研究所編『ノモス』第27号、1-15。
- 濱真一郎、2020、『ハート対ドゥオーキン論争のコンテキスト』成文堂。
- 松葉類、2023a、「レヴィナスにおける「国家」の概念化：「自由と命令」における政治的な問い」、京都ユダヤ思想学会編『京都ユダヤ思想』第14号、52-69。
- 松葉類、2023b、『飢えた者たちのデモクラシー：レヴィナス政治哲学のために』ナカニシヤ出版。
- 横濱竜也、2008、「遵法責務問題を問うべき根拠」、日本法哲学会編『法哲学年報』、198-204。

(まつばるい・立命館大学間文化現象学研究センター)